

淀川水系流域委員会 第8回住民参加部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

谷内委員、川崎委員、村上哲生委員

日 時：平成17年4月24日(日) 13:00～15:00

場 所：カラスマプラザ21 8階大・中ホール

〔午後 1時00分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第8回住民参加部会を開会させていただきます。司会、進行は庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が勤めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前にいつものようにご確認をお願いいたします。まず、配付資料の確認でございます。本日は15時30分から利水・水需要管理部会も継続して開催する予定です。したがって、継続参加の方におかれましては両方の資料を用意させていただいております。そちらの「住民」と書いた封筒の中をごらんください。

まず、議事次第に対応いたしまして審議資料について3点用意させていただいております。まず、「審議資料1 住民参加部会の委員名簿」でございます。「審議資料2 住民参加部会に関する開催・活動の経過について」でございます。それから、「審議資料3 住民対話討論会について」でございます。それから、「その他資料」といたしまして「委員会における今後のスケジュール」、「参考資料1」といたしまして「委員および一般からのご意見」でございます。それから委員および河川管理者におかれましては机上資料といたしまして、前委員会の意見等を置かせていただいております。それから、昨年第9回ダムワーキング資料として提出させていただきました住民対話討論会の経過報告について、バインダーでとじた形で置かせていただいております。資料等について不足等がございましたら庶務までお申しつけください。

発言に当たってのお願い等でございます。本日も一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定でございます。その際には緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。よろしく願いいたします。会議終了後、議事録を作成いたしますので委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前をいただいた上でお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。本日この部会は15時には終了させていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思いますが、部会長が選出されておりませんので、その間寺田委員長に進行役をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔審議〕

寺田委員長

それでは部会長・副部会長の選任が終わりますまでの間、進行の方を私の方で行わせていただきます

す。きょうは3時まで住民参加部会、それから3時半から利水の関係の部会ということで、いわゆるテーマ別部会というこの2つの部会を設置するということが決まりました。きょうはそれに基づく第1回のテーマ別部会を同日に一挙に開催をさせていただきました。きょうは新緑の大変きれいな気持ちのよい天気、こういう会議で部屋の中でくすぶっているのはちょっともったいない気がするんですけど、申しわけありませんけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先週の水曜日、4月20日に木津川上流部会を開催いたしましたけども、これで4つの地域別部会の第1回がまず終わりました。その少し前に継続委員、新委員、それから河川管理者を含めて学習会というものを少し時間をかけて行いました。そしてきょうはテーマ別部会の第1回ということで、2月にこの組織がえ後の委員会を発足してから、もう間もなく3カ月になろうとしているわけですけども、本格的な審議に入るまでの前段階の助走といひますが、そういうものを鋭意委員の皆さんは熱心に取り組んできていただひているわけです。

今後の進め方の基本として従来と違ひところは、全体の委員会でなるべくみんなで議論をしていこうと、これをベースに置きたい。従前は非常に委員数が多いということもありましたし、全体委員会の委員のメンバーと部会の委員のメンバーとが必ずしも全部一致してないというところがありまして、やむを得ず地域別部会またはテーマ別部会、それから場合によってはワーキンググループによる議論というものを比較的主に置いてやってきたという経緯がありましたけれども、この組織がえ後の淀川流域委員会は全体委員会の委員数も28名というふうになりましたので、なるべくこの全体委員会でみんなで議論をしていこうと。それを傍聴の皆さんにも十分にお聞ひいただひて、そして意見もまた述べていただこうということです。したがって、地域別部会もテーマ別部会も要は全体委員会で議論が円滑に効率的にできるようにいろいろ問題点を整理していただひて、少し一定の議論をしていただひたものを全体委員会に報告もしくは提案をしていただひて全体で議論するという形のものでやっていきたいと思ひております。

テーマ別部会は住民参加と利水ということでありまして、特にこの住民参加部会の方は一昨年の5月に別冊提言という形で提言を発表いたしました。それからその年、要するに一昨年の12月に意見書としてやはり住民参加に関する部分のこの流域委員会の意見を発表いたしましたけれども、それ以後、実はこの委員会としての住民参加に関する検討は一応そこで中断をしている状況であります。それ以後はどういうことであるかといひますと、皆さんもご承知かと思ひますけども、きょうの審議資料の中に入っておりますけども、河川管理者の方でこの委員会の方が提言もしくは意見を述べました内容をもとにして住民対話集会もしくは住民対話討論会というものを各地で実践、試行という形でいろいろやってきていただひたという経緯があります。皆さん覚えておられますでしょうか、昨年の

5月にそれまで河川管理者がやってこられた住民対話集会というものの一定の中間的層化というものを
行っております。

しかし、それにしてもこの委員会として自分たちが提言し、もしくは意見を言ったことが果たして
現場でどのようにうまくいっているのか、うまくいってないのか、いろいろ問題点があるとすればど
ういうふうな問題点があるかというふうな検証が残っているということで、きょうの部会で当面今後
の意見交換をしていただきたいと思いますけども、そういうことは少なくともやっていく必要があるとい
うことから、テーマ別部会の1つとしてこの部会の設置を決めさせていただきました。そういう経緯
ですのでちょっと長くなりましたけれども説明をさせていただきます。

1) 部会長の選出および副部会長の指名

それではまず部会長さん、それから副部会長さんの選出ということを行わせていただきたいと思います
ます。今申しあげましたように、住民参加部会の方は一昨年から実はこの委員会としての活動を中断
しているということもありまして、継続委員の先生方も実はどこまでどういう議論をしたかなとい
うのがすぐに出てこないような状況ではないかと。それから、もちろん新しい委員さんにすれば一体ど
んなことを議論してきたのだろうか。まだ今後何をやっていかないといかんのかということが、な
かなかわかりづらいところがあるんじゃないかということで、運営会議でもお諮りをした上で、ほか
の地域別部会のような選出とはちょっと違うんですけども、運営会議での議論を踏まえてちょ
っと私の方から提案をさせていただくということで、皆さんの方のご意見をお聞きしたいと思っ
ております。

住民参加部会の方は、三田村副委員長さんの方がずっと住民参加部会の部会長をやっていただい
ておりました。そういうこともありまして、今言いましたようなこれまでの委員会の審議の状況からし
て、これまでの経緯を十分に踏まえていただけないと、なかなか当面この部会の進め方が難しいんじ
ゃないかということで、規約で一応任期は1年となっておりますので、とりあえずこの1年間は引き
続いた形で三田村副委員長さんに部会長さんをお願いをしてはどうかというふうに思うんですけども、
委員の皆さんいかがでしょうか。

(拍手)

寺田委員長

よろしいですか。ちょっとほかの選出法と違って申しわけないんですけど、こういう住民参加の部
会の特殊性からそういうことをお願いをしたいと思っていますので、三田村委員、ひとつよろしくお
願いを申し上げます。

それではちょっとバトンタッチをさせていただきます。私はそちらの方にいきますので、よろしく

お願いします。

三田村部会長

三田村でございます。今委員長が申されたことは、実は10分前に内々に打診がありました。それまでは、もう一月ぐらい前でしょうか、今本先生と違う形でテーマ別部会の部会長は選出すべきだろうなということではほぼ合意したんですが、合意形成の難しさでございます。本来は合意形成の場が流域委員会かなと思うほど、前委員会でいろんな意見が4年間でおよそ合意形成ができるような態勢になってきましたが、新たに新委員が加わりまた少し後戻りしなきゃならないと思います。先ほどの部会長の選出に関しても、ほぼ合意ができ上がったのが一夜にして変更となりそうです。それを少し考えつつ皆さんのご理解が得られるならば、お引き受けしなければしょうがないなと思いましたが、まだ卒業させてやらんぞということだろうと思います。それほど私のできが悪かったんじゃないかと思っています。そのできが悪かった理由が幾つかあります。私がこの分野に関しては決してプロではございませんので、そういう意味でできが悪かったのだらうと。もう1点は委員の方々にぜひご理解いただきたいんですけども、私は難聴ぎみでございます。そういう意味においてとんでもないことを申し上げたんだろうと思います。それとともに前に推薦されたときに、補聴器を買っていただけたら前期の部会長をお引き受けしますなんて言って、買っていただけてないんです。ぜひその辺よろしくお願いいたします。それでは座らせていただきます。

副部会長の指名でございますけれども、先ほど申しましたように急にこういう事態になりましたので何も考えておりません。どなたかこの先生はいいぞという方はいらっしゃいますでしょうか。あるいは住民参加部会が一番活躍したのは、まさに淀川モデルの一つを形成したというふうに私たちは自負しているわけですが、その一つは住民対話集会を提言等で提案いたしまして、それを河川管理者がまさに丁寧にやってくださりつつあります。そのときにご活躍いただいた先生お二人が住民参加部会にいらっしゃいます。綾先生が澤井先生のどちらかにお願いしたいなと思うんですが、いかがでございましょうか。ファシリテーターをやっているんです、そういう意味ではその部分については十分ご理解いただいていると思います。

よろしゅうございますか、綾先生がご欠席でもありますのでお二人で。無責任な対処で申しわけありませんがお決めいただいて、きょうは副部会長なしというところで最後までいきたいと思っております。次回は副部会長をご提案させていただく予定でございます。ご調整よろしくお願いいたします。

2) これまでの検討経過について

三田村部会長

では、審議事項の2) これまでの検討経過についてというところに入ります。これまで幾つかございました、先ほど委員長が申されましたように別冊提言、あるいは意見書をほぼ1年近く前に完成し

たものを河川管理者に提案いたしまして、それが実行に移されつつあります。その辺の状況等を庶務にご説明いただいて、続いて河川管理者からその後の状況等についてご説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いします

庶務（みずほ情報総研 篠田）

審議資料2の「住民参加部会に関する開催・活動の経過について」ご説明いたします。

表紙の次のページなんですけれども、住民参加部会に関するこれまでの会議の開催経過を一覧表にしております。平成15年2月下旬から11月中旬までの間に、住民参加部会は7回開催されまして、それ以外に内部の会議としまして検討会を5回、作業部会を7回、作業部会に検討班を設けて、さらにそこで4回の会議を開催しており、約8カ月余の間に大小合わせて23回の会議を開催しております。

次のページにいきます。このページには住民参加部会の各会議の活動の経過を示しております。概要ですけども、住民参加部会は先ほどもお話がありましたように2003年1月に出されました委員会の提言を受けて、その年の9月には河川管理者より河川整備計画の基礎原案が発表されておりますが、その基礎原案の作成過程における検討段階での資料を部会に提供していただきまして審議を行っております。河川整備の案の作成に住民の意見をどのように反映させるか、それから河川整備、河川管理の実施・運営に当たって、いかに住民参加を実現すべきかについての検討を行ってまいりました。最終的には部会の検討成果として、委員の皆さんにはお手元の机上の資料にあります平成15年12月付の委員会の意見書の中に、住民参加部会の意見及び計画策定における住民意見の反映についての意見書というタイトルでまとめられております。

簡単ですが以上で終わります。

三田村部会長

ありがとうございました。ここでそれぞれ個別に伺った方がよろしいかと思えます。庶務の今の説明がございましたが、何か活動で補足、これはもうちょっと頑張ったぞというところがございますら、発言を特に前委員の方をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。河川管理者のご説明を受けた後、双方にわたってご意見をいただきたいと思えます。

河川管理者に少しコメントしていただきたいと思えますのは、その後の対話集会等の成果がどのようになっているか、特にダム問題等あるいは今年の5月以降、何か進展があったのか困ったことがあったのかとか、特に困ったことがあったのを聞きたいと思えます。うまくいっているのは余り聞かなくてもこちらの方としてはそれほど問題がないのかもしれない。こういう困ったことがあるということになりますと、今後の課題として私たちは心にとめなければならないと思えますので、よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。本日の資料の審議資料3というのが「住民対話討論会について」ということでまとめをしておるものでございます。

まず、私どもはこの住民討論会というのを行っておりますけれども、これは河川整備計画を策定するに当たって住民意見の聴取、そして反映をしたいということの1つの活動であります。これだけではございませんで、そのほかにさまざまな活動を行っております。これ以外にそれぞれ河川整備計画の基礎原案、あるいは説明資料といったそのような段階で説明会あるいは意見交換会、初期のころは説明会という名前で、かなりその名にふさわしいようなやり方であったわけでありましてけれども、だんだん後半になりますと意見交換会ということで基礎原案そのものについての意見交換というような時間をふやした形態のものに変わってきております。そのようなことを行ったり、あるいはメールやファクスで基礎原案に関する意見聴取を行い、そして回答もホームページ等で公開させていただいているところでございます。それに加えてこの住民対話討論会というのを行ったわけでありまして、これだけではないということですが、さまざまな活動を行っているうちの1つということでありまして。

課題でございますけれども、この討論会を行ったテーマでございます。今この表は事務所ごとに日付順に並んでおりますけれども、テーマといたしましては大きく2つ扱っております。ダムに関するものと河川敷の保全・利用に関するもの、この2つが大きなテーマでございます。ダムについては全部で5つございます。それぞれについてダムごとに対話討論会というのを開催させていただいております。

それぞれ具体的にどうやったかということについては、机上資料の方で既に各委員の皆様方は目にされたことが1度はあると思っておりますけれども、きょうの机上資料の住民対話討論会の結果報告についてという大変厚いものでございますが、ダムワーキング、平成16年12月1日資料4というのが右肩についてございます。この資料がこれまでにやってきた成果がそれぞれ出されております。今、私が申し上げました課題ごとにどういった形式で行われ、そしてその話し合った結果どういった内容がまとまったか、そのときどういった意見が出たのかというようなことがそれぞれについてまとめられております。これは一つ一つご説明できませんけれども、基本的な方法というのは流域委員会の方からご提言をいただいたものに沿っております。ただし、実際のやり方というのは流域委員会からの意見書の中もそれほど細かいところまで規定はされておりましたので、ファシリテーターの方とご相談をさせていただきながら細かなところは詰めさせていただきました。ファシリテーターにつきましては、これを当初始めた時点では、私どもも十分にどういった方がいらっしゃるのかというようなことを存じておりませんでしたので、委員会からの推薦をいただいた方の中から主としてお願いをいたしております。

そして、それぞれ現在まで行ってきた結果としてどういった課題があるかということですが、昨年の5月にお話をしたことと若干ダブりますが、基本的に5月以降やらせていただいたことも共通でございますのでご容赦いただきたいと思います。まず、1点目でございますけれども参加者の問題であります。これはどの討論会もほぼ共通しておるんですけども、参加者に大変偏りがあります。これは具体的に申しますと男性で、しかもかなりの高齢の方という偏りがございます。これで十分に住民のさまざまな意見というものが反映されているのかどうかということが、まず大きな1点目としてございます。

私どもが実際に扱う問題というのは、特にダムの問題というのは課題が治水であったり利水であったりということでございますので非常に広域的な問題、あるいは日常的な問題というよりはめったに起こらないことに関する問題ということで、そういったことに関してはふだんはなかなか意見がないけれども、実際に問題が発生したときにはさまざまな意見が出てくるはずでございます。そういったふだんは声が出ていないけれども、本当は意見があるはずのサイレント・マジョリティーの方々の意見というのは、こういう討論会で十分に出てくるのかどうかということでございます。

これは一応私どもの工夫としては、開催場所でありますとか日時ということを工夫はさせていただいておりますけれども、これだけで解決する問題なのかどうかということがあります。今まで対話討論会というのは、河川関係ではほとんど行われてこなかったのが実情でございますけれども、その中でも比較的河川でも行われていたのは地先の問題、エリアが小さいところの問題、こういったものに関してはこれに似た方法をとっておったときもございます。あるいは都市計画の部分なんかというのは、まさに目の前の日常の問題、比較的小さいエリアの問題を扱っていることが多かったように思います。それに対して我々が扱っている問題はそうではないというところで、限界というのがひょっとしたら、あるのかもしれませんが、工夫すれば何とかなるのか、ここがちょっと1つの課題ではないかと思っております。

それから2点目でございますけれども、1点目の話と重なる部分がございますけれども、参加される方というのがある種の意見を持ったグループといいますか、固まりの代表者という形で結果として参加されているという場合がございます。こういった場合、なかなか討論ということになりにくくなります。その場で相手が言っていることを聞いて、なるほどと思ったときに、代表として来ているというようなときには後ろに背負ったものがあり、なかなかみずからの意見が変えられないというような場面がございます。この討論会ということをはじめたときには、お互いに異なった意見があるのを前提に、それを意見交換することによって歩み寄れるところがないかということを探っていくわけありますので、そういう点から申し上げると代表という形で入ると大変議論が進めにくい、そういう状

況があったように思います。これが2点目でございます。

3点目でございますけれども、河川の問題、特に治水でありますとか利水の問題になりますとある程度の専門的な知識が議論をする際に必要となる場合がございます。必ずしも討論に参加している方々がそれらを十分にわかった上でお話しになっているかという、そうでもない場合があります。そういった場合に、間違っただけの情報をもとに議論が展開していく危険性も実際にございました。そういった場合に正しい情報を提供することについてファシリテーターの方をお願いをするわけでありまして、実はファシリテーターの方も河川関係についてたまたま十分に詳しいといったような場合もございますが、残念ながらそうじゃないことも多々ございます。そういう意味で専門的な事実関係を少しははっきりさせないといけないというような問題が発生した場合の進め方について少し課題があったように思っております。

以上とりあえず3点を申し上げましたけれども、これから住民討論会についてまた議論をさせていただく中で、もう少し個別の話はさせていただければと思います。課題は以上でございますけれども、今後特にダムの問題につきましては、私どもはダムはどのような方針かというのをご提示しておりません。したがって、提示をするに当たりましては住民討論会という形かどうか、これはもっと改善する方向があればそれは改善した上で、いずれにしても意見聴取、反映の手続というのは行っていきたくて考えています。

河川敷の利用につきましては、ある程度ご意見をいただいて既に河川保全利用委員会をそれぞれの事務所で実際に運用をし始めておるところでございます。個々の案件について実際に住民の皆さんから意見を聞くということも必要でございますので、これはそちらの活動の中で行っていきたくて考えてございます。以上でございます。

三田村部会長

ありがとうございました。

委員の皆さま方には少しご理解しにくい部分も多々あったのではないかと思います。といいますのは、テーマ別部会の住民参加部会といいますのは、今までの勉強会でも必ずしも理解をいただいていたという経緯があるようにも思えません。まだまだどういう経緯で住民参加部会があり、そのメインテーマは何であったのか、それに対してどのような提言をしていったのか、提言別冊に書いてあるわけですが、あるいはその後の意見書にまとめていったのか。問題点はどこで、比較的やりやすいところはどこで、比較的わかりにくいところ、あるいはまだまだ課題が残っていて私たちの旧の住民参加部会でもまとめきれなかった分がどこなのかということをご理解いただくのは難しいと思います。それは、先ほど河川管理者が申されたように、内容が複雑な分野といいますか、部分でもございますのでそういう事

情もあったと思います。

今後の部会の進め方等で勉強会をやらなきゃならないのかということも少し考えてはいますが、今回はそんなことを言ってもやむを得ませんので、この状態で次に進めていきたいと思います。先ほど管理者が申されましたように対話集会をやって幾つかの問題点が解決できないと感じていらっしゃるのが私たちに課題になると思います。より良い住民意見の聴取反映方法を考えていっていただくそのためのアシストをしていくのが私たちの委員会、部会であろうかと思っておりますので、特にここにいらっしゃる部会の委員の方々はそれに対してご協力とともに、ご進言していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それとこれも申されまして非常にありがたいと思ひました。私が申し上げるまでもないんですが、主にダム問題について住民対話集会を開催していただきました。これはまさに的を得た話題だろうと思ひます。

もう1点は河川敷の利用、河川利用に関して幾つか対話集会をやっていただいたんですが、そのほかにも本当は幾つもあるかと思ひます。しかしながら幾つも幾つもやっている時間もございませんでしようし、それに対する費用等も大変でございましょうから、私たちはダムだとか河川利用だけでなく、河川管理をやっていく上でどういうところで対話集会等が、あるいは違った形の住民参加のあり方等がいいのかということをもう少し考えていかなきゃならないのかと思ひます。それはまた今後の進め方等でご議論いただければと思ひます。今の2)で庶務の経緯の説明と、それから河川管理者からの対話集会についてのご説明に対して特にご意見を頂戴したいと思ひます。

いかがでございましょうか。

本多委員

本多です。課題がまだまだたくさんあるんだろうと思ひます。それで私は意見聴取ということでは対話集会なり、またこういう委員会の傍聴の発言もそうかもしれませぬし、個別に事務所へ行かれて住民の方がお話をされたのを聞かれたりといろんな幅広い聴取をされていると思うんですが、そういうものが、今であれば基礎案ですがどういうふうに反映されたのか、もしくは反映されなかったのか、そしてその理由は何なのかというようなことがやはり住民という皆さんの意見を聴取するにおいては、透明性であるとか公明性であるとか公正性であるとかというようなことが、やはり最後は結果として見えてくる必要があるんじゃないかなと。

そういう意味では恐らく基礎案にも間違いなく反映はされていると私は思ひますが、その部分がどこなのかとか、何でそうなったのか、もしくは何でこの意見は反映されなかったのかというようなところがはっきりわかるようなものもやはり住民の皆さんに返していかないと、そういう透明性であるとか公

明性であるとか、聴取をきっちりしてくださっているとかという住民のそういう思いが出てくるといいですか、安心感があるといえますか、そういうものになっていかないのではないかとこのように思います。以上です。

三田村部会長

今のご発言は、実は3)の当面の取り組むべき課題の中で、進捗状況等がございますでしょうからそこで取り上げたかったことなんです、後でもう一度ご発言いただくかもしれません。

2)に関してご説明いただいた範囲で、ご質問等ございませんでしょうか。

谷内委員

委員の谷内です。今のご説明いただいた中で、サイレント・マジョリティーの方の問題というのが大きいと思うんですが、そういうふうにサイレントになるということについてどういう原因があるとお考えかちょっと教えていただきたいんです。

つまり、多分何らかのコストがかかるんじゃないかということが一つで、具体的にそういうコストとしてどういうものが考えられるかということと、もう一つは意欲といえますか本当に言いたいことがあるのかなのか、あるいは言いたいと思っていても何を言ったらいいのかわからないという場合があるんじゃないかと思うんですが、そのお考えを聞かせていただければと思います。

三田村部会長

それも後でよろしゅうございますか。実は非常に気になっている部分なんです。河川管理者が、今まで私たちが提案した、特に対話集会で成果を上げつついっちゃうということはよくわかるんですが、悩んでいっちゃうこと、あるいは私たちがもともと危惧していたこと、サイレント・マジョリティーなんかはまさにそうなんです。それをどのように総括されているのかということはいずれ伺いして、住民参加部会の大きなテーマにしていかなきゃならないのかなと思います。

まさに、あるところランダムに対話集会をなされたとしたら私たちの提言がある意味で実を結んでないわけですから非常に気になるところでございます。

後でよろしゅうございますか。

谷内委員

はい、それで結構です。

三田村部会長

はい、どうぞ。

川崎委員

川崎です。参加者が少ないという問題につきましてちょっと基本的な質問ですけども、ホームページとかそういうところで事前に対話集会の前にこの資料を見せて意見を収集するとか、そういう情報を使

った工夫というのはされてますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。討論会に参加者を募集する際にはさまざまな媒体を使ってホームページ等でも募集いたしましたし、新聞等でも折り込み等を入れましていついつからこういう日程でこういう内容について討論会を行うので参加できる方はお願いしますということで広報しています。

ですから、これはいろいろあるんですが、その際には応募された方すべて参加していただいたというケースもございますし、そうではなくてその中でも何人かということで絞ったケースもございます。これはまあ、若干それぞれのファシリテーターとのご相談の中でさせていただきました。資料等はその討論会で出された資料はもちろんオープンで傍聴者の方も周りで見ただけという形でどれも実施しております。

川崎委員

ホームページで公開するなり、した資料に対しての意見聴取というのは事前にはされてないんですか。
河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。討論会は先ほど私が冒頭に申し上げましたように1つの手法でありまして、例えば基礎原案について意見を伺うというときは、討論会という場だけではなくてそのほかのいろいろなところでも意見を聞けるようにしておりまして、別途のルートでご意見をいただくようなこともございますし、討論会だけではないということでもあります。

三田村部会長

今のご質問の件に関しましては、ファシリテーターを通してといった方がよろしいんでしょうけども、河川管理者から掲出していただいた資料に、それぞれの対話集会に応じて異なるということがご理解いただけるような内容がございますのでぜひお読みいただければと思います。

ほかに、はいどうぞ。

川上委員

川上です。私も以前の住民参加部会の委員をしておりまして、さまざまにいろんな提案をさせていただいたわけですが、憲法が制定されてから60年ぐらいたっているわけですが、我々の体の中にちゃんとした民主主義といいますが、デモクラシーといいますが、あるいはみんなの前で議論をするということがまだちゃんと身につけていないような環境の中で、今まで多くの、ほとんどの公共事業とっていいと思いますが、行政の方でどんどん計画を進められて、もうほぼ計画が固まってから住民説明会、かなり一方的な説明会を開催されたり、あるいは公聴会を開催されたりと、それが形式的に一応やりましたということだけの、形式をつくるために行われてきたという経過があります。その中で、今回淀川水系流域委員会が提案をいたしました、住民対話集会という今までにないパターンの、実験とも

いべき提案を、近畿地方整備局が本当に勇気を持って取り組まれたということに対して私は敬意を表したいと思っております。

提案はしたものの具体的にどのようにこの住民対話集会を運営していくのかということについては流域委員会の方から具体的には何も事前に説明も十分にしていない中で、流域委員会の方から推薦させていただいたファシリテーターと河川管理者とが協議をされて、かなり自由にファシリテーターの意思を尊重した形で各地でさまざまなテーマで住民対話集会が開催されたということは、ある意味ではやむを得ない部分もありましたし、大変良かったというところもあると思います。

私も時間の許す限り琵琶湖の方に行ったり、淀川の方に行ったり、また地元の木津川上流の対話集会に参加したりして、我々が提案したことがどのように実践されているのかということと、この対話集会という方法の中にどういう問題があるのかということを実際に目で見たいというふうに思って参加をさせていただいたわけです。

冒頭に申し上げましたように、本来この対話集会というのは相手の言うことを聞いて、それに対してまたきちっと自分の意見を言うというこの繰り返しを期待している中で、河川管理者がその双方の意見をちゃんと聞き取るというふうに設定をしたわけですが、多くの方が相手の言うことを聞かずに自分の言うことだけを主張するというふうなパターンも大変多く見受けられまして、やはりまだまだ本当の意味での対話ということが行われるには時間がかかるなという印象を強く受けました。

私があちらこちらの対話集会に参加させていただいた中で桑子先生がファシリテーターになられた木津川上流の住民対話集会というのは、その対話集会自体のデザインから大変画期的なというか、先駆的な形態になっておりまして、その辺のことは報告書で公表されておりますのでまだお読みになってない方はぜひ読んでいただきたいというふうに思います。河川管理者と住民との合意形成は、もちろんそれはできれば理想なんですけれども、この対話集会においてはまず対話集会の場で住民の間での合意形成を目指すというふうなデザインをして、そしてその意見が活発に出されるように配慮されたというふうなことを実践されまして、先生の方は木津川モデルというふうにおっしゃっていますが今後の対話集会のあり方、あるいはどのように意見を聞きそれを行政のプロセスに反映していくかということについては大変重要な取り組みであったというふうに私は思っております。

話が大変長くなって申しわけなかったですけれども。

三田村部会長

特に河川管理者にご質問等は今のところはございませんね。

川上委員

またおいおい。

三田村部会長

わかりました。ありがとうございます。

川上委員が少し述べられましたけれども、私どもが100%これだというものを完成しないにも関わらず河川管理者は本当によく付き合ってくさったと思います。本当に感謝しなきゃならないと思います。今後ますます良いものを提案してもう少しいい意見聴取をやっていただけるようにがんばりたいと思いますが、ほかにございませんでしょうか。

はい。

角野委員

角野です。質問ですけれども、この住民対話集会は公募でその参加者を募られたということなんですが、例えばダム問題の場合ですと、ダムの建設に推進派とか反対派とかそういう人は多分絶対出てくると思うんですよね。しかし、本当の地域の方々というのが一番利害関係があり、影響が大きいと思うんですけれども、そういう人たちが参加されているかということが私は非常に気になるんですね。

ですから、例えば区長さんなり自治会長さんなり、そういう方は待っているのではなくてむしろ声をかけてでも参加していただいて、地元はどういう意見か、どういう影響を受けるのか、どういう考えがあるのかという声も聞いた上ででないとなかなか健全な議論は進まないと思うんです。その辺のことはちゃんと達成できてたんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。討論会への参加の呼びかけというのは大変広く行いました。河川管理者がふだんつき合っておる方たちにはもちろん顔を合わせたときにこういうがあるので参加してほしいということは直接に申し上げております。しかし、それで十分に地域の方々の声がすべて、本当に物が言いたい方が入っていたかどうかというのはこれは結果的にどうだったかというのは、正直言ってそれはわかりません。少なくとも我々は募集の段階でこういう意見の方じゃないとだめだよというようなことで縛りはしなかったと、最初の扉は極めて広く設けました。その結果が今の状況でありますけれども、もう少し工夫ができるのであればやっていきたいと思っておりますけれども、ぜひまあそういったところも意見をいただきたいと思っております。

三田村部会長

進捗状況の点検にもかかわるところでございますので今後の話題に上げていきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

田中委員

田中でございます。この住民参加というテーマについてはこの委員会でもどこまで踏み込んでやれるのかという気持ちを抱いております。例えば先ほども出てましたようにサイレント・マジョリティーとい

う人々の存在というものがこの委員会、特に河川整備事業に対してどこまで、どのようにしてかかわっていけるのかというのは非常に難しいといいますが、限りがあると思います。もちろん、時間と機会を積み重ねる努力は言うまでもなく重要な事です。

例えば住民参加の最終的な形成というのは住民投票の手法がありますけれども、河川行政については先ほどからも出ておりましたようにこれだけの努力をし、これだけの情報を提供し、これだけの回数を重ねた対話をし、やってきながらもまだ住民の人たちに知ってもらえない、あるいは関心を持ってもらえないというところに限界があるのではないかと、つまり事業者側あるいは行政側が公聴会や対話集会にこれだけの時間と機会をつくってきたが、たくさんの声をなかなか反映できないということです。住民の意識の向上の問題であり、政治でも何でもそうですが、まだまだ未成熟なところがあるのであって、それを委員会や管理者で努力をしても今までの経緯の中では限りを感じていたというのが実感でございます。一方で、何らかの手法を考える事も含めて反省しなければと思っています。

三田村部会長

今のご意見は非常に重要な問題だと従来から思っておりましたが、私はあきらめずに限りを広げていくことが将来につながっていくだろうと思います。これが限りがあるからやむを得ないと考えてしまうと、河川管理が本当に住民の手から離れていくんじゃないかなと思います。

確かにその住民の人たちの生き方の豊かさ、あるいは生活の豊かさ、まさにその国によって違うんだとか、あるいは歴史によって違うんだとかそういうことがあるかと思いますが、それを乗り越えないと、本来の河川管理というものは実現しないんじゃないかなと思いますので、特に今まで頑張っていたらっしゃった方ですからよろしくお願ひしたいと思います。

田中委員

誤解を受けたかもわかりませんが、私が経験したことを申し上げますと、以前は情報公開もなく、情報公開条例に基づいて情報を得なければならず、情報が得られないときは審査会にまで申し立てるといような時代から考えれば雲泥の差で、今回の河川管理者側のこういう努力は、大きな改革だと思っております。社会的に評価を受けています。住民参加や反映方法の努力を繰り返すことは非常に大事なことであり、それが前提でありますのでそれは誤解のないようにお願いします。ただ、住民参加を要求される住民側への参加手法を新たに考える必要があるのではないかと、の視点も必要と思われま。

三田村部会長

時間も大分押してまいりますので、多分後の3番目、5番目と非常に密接にかかわると思いますので、2番目のところでぜひという方がいらっしゃいましたらお願いしたいんですが、なければ次のところに移りたいと思います。

よろしゅうございますか。

3) 当面取り組むべき課題について

三田村部会長

では3番目、住民参加部会が当面取り組むべき課題についてということに入りたいと思います。私自身はやらなきゃならない問題というのは、事業の進捗状況の点検について住民参加にかかわる部分が、あちこちにちらばっているんですが、そのところをよく見て、あるいはこれからよく河川管理者と対話を続けながら抽出して、意見を申しあげていくことが残っているんだろうと思います。それはどの部会でも同じだろうと思います。

もう1点は、私たちが先ほど100%これだというものでないのに河川管理者が付き合ってくれたと言いましたけども、この100%にさらに近づけたものをぜひつくっていくべき努力していかなきゃならないと思います。対話集会だではなくて、対話集会の欠点を洗い出してさらにより対話集会をつくる、あるいは全然別の形の住民意見の反映方法を提言していくとか、そういうことが残っているんだろうと思います。その中には例えば河川レンジャーの問題だとか流域センターの問題だとか幾つもあるかと思います。あるいは住民との連携の問題、あるいは自治体との連携の問題等もあるかと思います。それは他部会あるいは委員会全体で議論しなきゃならない問題でもあるんですが、住民参加に非常に密接にかかわりますのでそういうところも取り組んでいかなきゃならない課題だろうと思います。

ほかに何かございますでしょうか。ぜひこれは課題として取り上げていかなきゃならない、まさに5)と関係しているところでもございますけれども、いかがでございましょうか。

寺田委員長

ちょっと私の方からぜひ取り上げていってもらいたいということがありますので、参考に申し上げたいと思います。

その前提として、この住民参加の部会を設けて検討し意見を出してきたというのは、これはもちろん河川管理者の方からこの委員会に対して、この住民の意見反映についての具体的な手法というものについての諮問がまずあったからです。つまり、今回のこの委員会の存続の根拠である河川法、この河川法改正によって初めてこの河川管理の計画についての手続規定が設けられた、その中に公聴会等住民意見反映についての処置を講ずるといふ、そういう条項が入ったわけですね。

それまで住民参加に関する規定は、この河川に関する限りは全くなかったわけです。ほかの公共的な事業については住民参加条項というのはいろいろありますけども、この河川法のような規定の仕方は全くしてないんですね。単に住民の意見を聞くと、聞かなければならないとか聞くことができるかというような規定の仕方を依然としてやっているわけです。これは最近できている条例にしましても法律も、ことごとくこういう手法なんですね。しかし、河川法だけはその規定の仕方が異なっていると。

これをやはり積極的に意味を持たせて、どういう形の自治的な住民参加というものをやっていくべき

かということについての河川管理者の方からの問いかけ、つまり諮問があって委員会としていろいろ議論をさせていただいたということだと思えます。

そういう点から今部会長がおっしゃいました、この委員会がいろいろの検討の末でこの意見書もしくは別冊提言というものをとりあえず出したわけですけども、それは実践をして、試行として実践をしていただいている河川管理者の方の実施状況を十二分に検証して、そういう中でよりこの我々の意見を発展をさせなくては行けないと、これは第一の課題だと思えますね。

と同時にあと2つお願いしたいと思うのがあります。まずその1つは、この委員会みずからの住民意見聴取ということですね。この委員会ではそういう新しい住民参加、つまり住民意見反映ということを実質的に行えるような住民参加を行おうということで、検討して意見を言う以上はみずからも実践をしていこうということで、先ほど審議資料2の中には何も書いていませんでしたけども、実は意見書発表までの間に14回にわたって、この委員会では一般の皆さんから意見をじかに聞かせていただくという機会を各部会とか全体委員会でやったわけですね。

それからさらには説明会といいますが、提言説明会というものも2回行いました。これはまさに自分たちでいろいろこう手探りの状態で、本当に実効性の上がるような住民意見聴取というものに向けての検討の1つの過程として自分たちもいろいろやってみようということでやってきたと思います。しかし残念ながら、意見書を出した後、実はこの委員会ではぱったり途絶えてしましまして、これができてない。

毎回傍聴いただくたくさんの方にも、そういう点では非常に、何といいますが、もう少しこの委員会としてもいろいろ皆さんからお聞きするという形のを少しでも発展させたものをやはり自分たちみずからが実践していかないといかんのではないかと、この辺のところは非常にこの住民参加部会もご検討いただきたいなというふうに思っています。

それからもう1つは、やはりきょうも資料の中には一般の委員の皆さんのみならず一般の皆さんからも意見をお寄せいただいたものを、毎回今のペーパーで番号を付して、そして資料としてお配りをしているわけですけども、しかしながら意見をお寄せいただく方々からいたしますと、そういう意見を言ったものが、一体その委員会でどのように議論の中に活かしてもらっているのかということについて疑問を呈されている方も多くあります。

これは先ほど本多さんが河川管理者が意見をいろいろ聴取してどこにどう反映したんやと、受け答えなあかんのじゃないかとおっしゃったと思えますけども、これは同時に我々委員会の委員自身がちょっと襟を正さないといかんのじゃないかと、これはどういう形で、だからいろいろ意見をお聞かせいただいたものをどういうふうな形で、こういうふうに参加にさせてもらいましたというようなことを、

どういう受け答えをしていったらいいのかというふうなことも、やはりこれは少しきちんと考え方を整理をしておいて、そして傍聴でお聞きいただく皆さんにもそういう点の我々のスタンスを明確にしてい
く必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、この点も申しわけありませんけども、こ
の住民参加部会の方で、今後お寄せいただくそういう意見に対してどういうふうに委員会が対応してい
くということでもいいのかということも合わせてご検討いただければありがたいなということで、よろ
しくお願ひしたいと思います。

三田村部会長

難問特に3つ目を、仰せつかりましたが、ここの守備範囲としてもよろしゅうございますか、部会委
員の方々。

川崎委員

今の委員長の方からのご意見なんですが、各住民の討論会であれば各個々の、例えば地域的な課題だ
とか、それからそのダム共通にかかるような普遍的な課題だとかいろんな問題があつて、河川管理者
の方から一つの計画案なり作成案があつて、それに対するまた合意形成とか評価という問題を一堂に住
民の質問に対してすべて答えるためには、根本的なところを言うと、事業評価の中身とかそれからそれ
をどういうふうに取り捨選択したのかということをお答えしようと思うと、かなり大きな部分というか原則み
たいなのが成り立ってないと私は難しいと思つているんですね。

一つ一つ全部に対してお答えしようと思うと、そこが確立してないとなかなかきちとした説明ができな
いし、多分今まで説明されてこなかったのはそういう面もあるんじゃないかと思うんですけども、この
委員会だけでそこまで本当にできるのかどうかというのは今大きな課題だと思いますけども、私自身の
見通しからすると、そのあたりがはっきりしてこないとなかなかこの委員会だけの対応というのはな
かなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。

千代延委員

千代延です。今の先ほどのご意見と私もほとんど同じです。委員長の述べられた3番目の提案ですが、
傍聴者の方の意見に対して、私も長いこと傍聴者として意見を言つておりましたのでよくわかるので
すが、やっぱりこれを委員会としてはどう考えるのかということをお本当はその場でお聞きしたいとい
うことがありました。しかし、よく考えてみますと、まだ委員会の中で議論されている進行中のもので、一
委員としては答えられるかもしれませんが、委員会としては答えられないということが結構多かつ
たというふうに思つたんですね。

それからもう1つは、傍聴者ということからすれば、むしろ河川管理者の方に聞きたいことの方が多
い局面があつたように思つたんですが、これはここでの傍聴者の発言は委員会に対してであつて河川管理
者とのやりとりではございませんというのを強く庶務の方が、最初のところから守つておまして希望

はかなえられませんでした。ですから、委員が答えるなら河川管理者も答えたらどうやという、そのように展開もあると思いますがその問題は別にして、現実には今委員会として本当に今の傍聴者の皆さんのその場の意見、あるいは前から意見書として出されておりますものに、気持ちとすれば答えたいけど、そのことを本業というか一つの役割として入れるには無理があると私は思います。以上です。

三田村部会長

無理があろうかと思えますけれども、非常に前委員会でも気になっていた部分でございます。それを住民参加部会が守備範囲としてやるかどうかという議論はなかったものですからここでは議論できていなかったんですが、私は義務があろうと思えます。河川管理者に対する一般傍聴者からのご質問に対しても、委員会が河川管理者に問い合わせて委員会の責任において答えるということは一つは可能だろろうと思えます。

いずれにしても、委員長が申された3つ目の一般傍聴者からの意見に対して、いかに答えていくべきか、開かれた委員会にしていくべきかというのは、今後考えていかなきゃならないということですね。幾つかハードルが高い部分もあろうかと思えますけれども、できましたらそういう部分も少人数でどのようなやり方があるかということ、ひょっとしたらワーキンググループ等をつくって考えていかなきゃならないのかもしれないなと思えます。これは委員会全体にかかわる問題だろろうと思えます。そういう意味において、住民参加部会の守備範囲としてよろしゅうございますかということをお伺いしたんです。

千代延委員

千代延です。何もそんなことは無理だからもうやめときましょうと、ちょっとそういうふうに関心したかかもしれませんが、それだったら少し訂正しておきます。ただ、何でも対応しましょうじゃなくて、もう少し初めの試行的なこともありましょうからもっと柔らかく考えて、可能であるものはどんどん答えて対応していきましょうというぐらいのことで、何でもそういうのは、先ほども意見がありましたけれども、我々の能力としても無理なこともありますから、そういうふうに関心の1つとして緩やかに考えて、それもひとつできるだけのことはしていこうというのであれば私は結構かと思えます。

三田村部会長

難聴の人間は都合のいいところだけしか聞いてないんです。申しわけありませんでした。ほかにご意見、はいどうぞ。

川上委員

川上です。この問題につきましては、少なくとも寄せられた一般からのご意見につきましてはちゃんと委員各自が目を通して、それを踏まえて委員会で議論するということが最低限、やっぱり一番大事なところじゃないかと思うんです。いただいたご意見に対して、きっちりと委員会としてお答えするのは、

これは委員会全体の合意形成が必要になりますので非常に難しいと思います。

この住民参加部会でその合意形成についての議論も随分行いましたけれども、結局この合意形成の議論が未成熟なまま別冊提言を出すような形になって、河川管理者の方も、結局ダム問題等については提言の中で流域委員会はきちっと合意形成を図りなさいということを行ったにもかかわらず、その中身がなかったために河川管理者もダム問題に関する合意形成については基礎案にも盛り込んでないわけですよ。

私は、冒頭の議論とはちょっとずれますけども、もう一度やはりこの合意形成という問題については、この住民参加部会で徹底議論をしてある一定の方向性を見出すべきであると思います。そういうところからもしワーキングをつくるのであれば、合意形成のワーキングというのはぜひつくりたいなというふうに思います。

もう1点は、やはりこれだけ対話集会を熱心にやってもらったわけですから、河川管理者もやはりその成果や問題点についてはきちっと河川管理者なりに検証すべきだと思いますし、流域委員会は流域委員会の立場と考え方において、これについても私はワーキンググループをきちっとつくって対話集会を検証すべきだというふうに考えます。

三田村部会長

たくさんはワーキンググループはつくれないかもしれませんが、検討課題として残しておいていただきたいと思います。4つ目に少し入りつつあるんですが、3つ目、先ほどの委員長のご意見の2番目のところです。委員会そのものが合意形成を図る上で、一般傍聴者の方を含めて、あるいは特別に住民参加の機会を持ったというふうに申されました。まさにそういう試行を幾つかやってきて委員会が力強くなってきたんだろうと思うんですが、ダムワーキングで行ったダムに対する意見集会なんかも、まさに私たちのやり方だろうと思います。

ただ、その住民参加が守備範囲として持つべきものなのか、あるいは委員会が持たれてそれに対して援助していくものなのかというのは、どうもあいまいな形で残ったように思いますが、大体は住民参加のどなたかが積極的にかかわってくださったというのが事実でございますので、そういう形でもいいのかなと思います。いずれにしても住民参加でもそういうことは頭のどこかにおいて、今後の課題として残していかなきゃならないということは間違いないことだと思います。ほかに、課題がございますか。

村上哲生委員

村上です。住民参加の今までの説明を、住民討論会の説明を聞いておきますと、男性、特に高齢の男性が非常に多いということを聞いております。ところが、私たちがいつもそのほかの住民団体のグループなんかに話を聞きに行きますと、ほとんどが女性が主であるということになっています。ですから、

そういった参加する層がかなり限定されている、そしてそういった活動に加わっているところがこの住民討論会に参加してないということは、非常に大きな問題じゃないかというふうに思います。

これはやはりこの住民討論部会の議論だけではなくて、委員会全体のあり方などにも関係することではないかというふうに考えます。新しい委員会の最初のときに委員の男女比の構成について発言があったと思いますけども、それも含めてやはりこれから検討する課題じゃなかというふうに私は思います。男女比の問題です、以上です。

三田村部会長

もう1つ若者の問題もごさいますけれども、まさにそうだろうと思います。ここにいらっしゃる一般傍聴の方々に申しあげることでもないんですけども、いろんな層からの参加というのが本来は望ましいと思いますね。特に20年、30年後の河川管理の姿でございまして、できるだけ若い人に参加していただくというのも重要かと思ひます。それも課題の1つとして残しておかなきゃならないのかもしれませんが、委員会全体にもかかわる問題でございまして。

村上興正委員

ここの委員会の役割というのがもうひとつよくわかってなかったですね。先ほどその住民参加の手法についてこの委員会で議論する、その1つとして対話集会をやりなさいとってそれを河川管理者が積極的に行くと。それであとホームページとかインターネットで公開したと、それは今の住民参加の手法、今までここがつくって河川管理者が実施した分がありますね。その各々でどのぐらいのメンバーが来て、それで例えばその住民参加の偏りがあった場合、特に高齢男性に偏りがあった場合、それをどう改正すればいいのかとか、それは今のやり方に問題があるからそうなったのかとか、そういった解析が必要ですね。

だから、そういった部分のことはこの委員会でやるべきことだと思うんですが、何か住民参加というのが、具体的なテーマのもとに行われたものは、それは住民参加を実際にやっているわけですね。この委員会でやっているわけではないですね。だから、この委員会があるのは、あくまでそういった手法を決めて、こういう形であれば、例えば偏りもないし一般の意見も聴取できるしという、そういう提案をしたらいんですよ。だから、その部分が何かごっちゃになっているような気がして仕方がないんですよ。

だから、その辺はこの委員会がすべきことはやはりその手法をちゃんとすることで、こういう手法をとれば、例えばさっき言った偏りもなくなる。それから住民というのはそもそもどの範囲の人を指すのか、例えばダムというのが何ではっきりするかという、そのダムにかかわる人というのが案外規定されるからですよ。

ところが、今度は住民と言って、淀川流域住民と言ったらすごい幅広いでしょう。そうするとその内

容は非常に多面的になってしまうというところがあると思うので、僕はいつも思うんだけど、住民とは一体何だろう、住民の範囲みたいなことはすごく気になるんですよ。来た人が住民だろうと思うんですけどね。

三田村部会長

その辺のところも提言、あるいは意見書に住民とは何なのか、住民意見とは何なのかというところに触れているんですが、完成したものではありません。私自身も疑問に思いつつ、この辺で落ちつくのかなというところでまとめさせていただいたんだろうと思います。その前におっしゃった事柄はまさに事業の進捗状況の点検だろうと思いますね。

私たちが、完成したものではないんですけども、管理者にお願いして、その1つが対話集会として河川管理者がやってくださって、先ほど少し反省点も申されましたけれども、男女のことだとか年齢のことだとか、あるいはサイレント・マジョリティーのことだとか、幾つか多分河川管理者が満足にできなかった部分を報告してくださると思います。いずれ報告を求めたいと思います。

あるいはそれでも河川管理者が気づかなかったことは、こちらが提言していったと申しますか話し合っていて、今までおやりになったことを私たちも総括していかなきゃならないと思います。それに対して私たちがどのように改善を加えていけばさらによくなるのか、あるいは非常に困難な部分があるということもやっぱり付記して、河川管理者とのコミュニケーションを高めていかなきゃならないと思います。村上委員はまさにそのことをおっしゃってくださっているんだろうと思うんです。それは今後の課題として非常に重要だろうと思います。まさに事業の進捗状況だろうと思いますけれども。

村上興正委員

事業の進捗状況をやるときには、例えば鶴殿の問題がありましたら、鶴殿地区でそれにかかわった場所でそれについてやるとか、それでその地域住民の人の意見を聞くとか、割と具体的、個別的にやっていく必要のあるものがありますね。でも、これはものすごい数なんですね。これだけの数あるものを全部の地域でやると物すごいことになるんじゃないかというのでちょっと心配しています。

その辺で重点的に優先順位みたいなものをつけて、この年度の課題評価はこれとこれとこれをやりましょう、この部分については地域でやりましょう、というやつを最初に振り分けるような操作が必要だと思うんです。それでその中で住民参加をそのときに、具体的、個別的问题是物すごく決めやすくてその問題でやればいいんです。

それじゃなしに、もう少し広い要求のあるやつをどうするか。例えば縦断構造についてどうするかというような問題は全体にまたがりますから、こういったものとの区別を何か、構造的につけていく必要があるんじゃないかと思いますね。

三田村部会長

それも初めに私が発言したとおりでございまして、今積極的にかかわってくださっているのはダムのところとそれから河川敷に利用のところですけども、特にいろんな環境にかかわる住民とのコミュニケーションといいますが、連携だとかあるいは反映とかというのもあるんだろうと思います。そのところは河川管理者はまだ手をつけていらない部分が多いものですから、それも含めて事業の進捗状況のところコメントをしていかなきゃならないとは思っておりますけれども。

荻野委員

荻野です。住民参加部会のそもそも論はもういいかと思うんですが、国土交通省が河川整備計画を立てるに当たって、住民の意見をどのように反映するかというメカニズムをどういうふう構築するかということからスタートして、一つの提案として円卓会議、住民参加討論集会というのを提案して、これはおもしろいからやってみようということで2年間やったわけですが、それについても今おっしゃったようにいろいろ反省点がございまして。すなわち、思ったようなメカニズムがこの手法の中でできたのかどうか、初めの段階できっちり評価をしておく必要があるのではないかと思います。

もし思ったようなメカニズムがはっきり現われていないとすれば、別冊提言のどこか欠陥があるのかをきちっと考えてみてほしいなと思います。また、対話討論会だけが住民意見の聴取の場ではないので、いろいろなバリエーションがあります。今、例えばこういう傍聴に来られている方々の意見はどういうふう反映するかということも住民意見の反映のひとつで、そのメカニズムがまだどうもつくれていないということも反省材料としてあったらいいと思います。

1年、あるいは2年間の短い期間でありますから、そういう住民意見をいかに反映するかというメカニズムをどういうふうにつくり、それを河川管理者あるいはその住民の方々に生かしてもらえるかということを頭を中心に据えていただいて、議論を進めていただきたいというふうに思います。

三田村部会長

そのことは先ほどから申し上げているとおりで、非常に大事な部分だろうと私自身は思っております。私たちがお願いしたことを河川管理者はかなりの部分を取り上げていただいて実践していただいたわけですから。

それに対する総括をしていただきつつあるんですが、特に総括しなきゃならないのは、特に継続委員の私たちだろうと思いますね。お願いしたものが本当によかったのかどうか、むだなことをやっていたらそれこそ大問題、責任問題でございまして、ちゃんと総括しなきゃならないというふうに私自身は考えております。新委員の皆さん方も特にその辺は継続委員の残していったものを背負っていただくことになっていきますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次のところでもよろしかったら次でもよろしいですか。ワーキンググループだとか5番目、進め方が

ありますので、少しずつやっつけていきたいと考えます。あと15分ぐらいしたら大きい3番目に移りたいと思っておりますので、よろしいですか。

4) WGの設置について

三田村部会長

4)のワーキンググループの設置なんですけども、幾つか出てまいりましたものを運営会議に提案して、それで取り上げていただくものは取り上げていただく、それを委員会で図っていただいて委員会のワーキンググループとして発足するものがあるかと思えます。

いずれにしても住民参加部会、あるいは次の利水・水需要管理部会にしても、テーマ別部会はワーキンググループの少し大きなようなものでございますので、もちろん短期決戦だとかそういうのとは意味が違いますけれども、その辺のところも踏まえて、私たち住民参加にかかわる部分のワーキンググループとはどのようなものがあるのか、先ほど私が少し気になりました委員会そのものの活動の中で住民意見の反映方法といいますが、合意形成の中でどのようにこう反映させていくべきか、その手法はいかなるものなのか、それを特に毎回の委員会に来てくださっている一般傍聴者の方に示さなきゃならないと思えますね。

こういう意見に対してはお答えできそうだとか、こういう意見に関してはまだまだそういう態勢にないだとか、そういう手法を検討するような委員会、ワーキンググループみたいなものも、一つのやり方としてあろうかと思えます。

あと幾つかあると思うんですけども、何かワーキンググループでこれだけはというのはございますか。先ほどから意見が出ておりますけれども、ほかには、急ぐ問題でもございませんので、出てきたらその都度でもよろしいんですね、3カ月遅れでも。

澤井委員

澤井です。先ほど川上さんの方から既にご提案があったんですけども、合意形成の方法についてのワーキングというのは私は必要かと思えます。前回私は余野川ダムのことファシリテーターをやらせてもらったんですけども、そのときに最初に相談を受けたときにその住民対話討論会の位置づけというか役割が十分飲み込めていなくて、とにかく住民の方々の意見を直接聞く機会、住民同士で意見を闘わす機会というのをつくりたいんだというようなことをまず聞きました。それで極力管理者の方は発言はしないというようなこと、それから流域委員も発言は控えておくというようなことを原則で運営をしたんですけども、それはちょっと今から思うとまずかったかなという気がしています。

やはりそこで住民同士の合意形成ももちろん大事ですけども、その住民と管理者、あるいはその委員会がどういうふうな考えをすり合わせていくかということとは非常に重要だと思うんですね。だから、合意形成のプロセスについてのワーキングというのは必要だと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。

合意形成については5)のところでも触れたいと思っておりました。といいますのは、先ほど川上委員がおっしゃった、木津川上流での対話集会の方法の評価というのもあるかと思えますし、私も幾つか、合意形成をやっている学会のサブ組織みたいなものに時々触れることがあります。例えば建築学会なんかでもそういうサブグループがありまして、合意形成にいかなる手法があり得るのかということに勉強しているところがありますね。土木学会にもあるかと思えます。

ただ残念なのは、環境関係にあまり見当たらないんですね。環境に関する部分も私たちは、先行している建築学会だとかを参考にいたしまして、やっていかなきゃならないのかなと思います。

いずれにしても、そういう勉強会みたいなものを先に今後の部会の進め方でやっていってワーキンググループに上げていくのか、つくっていくのか、あるいは初めから少人数でそういうものを調べていくのか、その辺は迷っているところでもありますけれども、ワーキンググループになじむのであれば、そちらで検討した方がいいのかもしれませんが。頭の中には私は置いておりますので、よろしく願います。

ワーキンググループで、ほかにいかがでございましょうか。はい。

村上興正委員

この淀川全体が28名で、この部会の委員というのはもっと少ないですね。その中でワーキングをつくるというのは何か非常に無理があるし、無理してワーキングをつくるんじゃなしに、必要になったらつくれば良いと思います。だから、委員会全体で扱うべきだと思います。そうしないと、先ほどの土木学会や建築学会の合意形成の手法なんかは当然みんなが知っておいていいものですし、ワーキングなんかで一部の者でやって、その人らが原案をつくるということはやめた方がいいと思いますけど。

三田村部会長

私の理解では、間違っていたらごめんなさい。これは委員会でのワーキンググループでございます。あくまで、ワーキンググループといいますのは、

村上興正委員

ああ、そうですか。わかりました。

三田村部会長

はい。ワーキンググループはすべて、委員会のワーキンググループでございます。

村上興正委員

この部会のワーキングではなしに。ああ、わかりました。

三田村部会長

ええ、主にかかわる部分ということだけでございます。

村上興正委員

そういうことですか。テーマ別部会から全体に対するワーキンググループをやるかという話ですね。
三田村部会長

そうです、はい。提案するという事です。

村上興正委員

わかりました。ちょっと誤解していました。
三田村部会長

ほかにございませんか。では、次に移ります。

5) 今後の部会の進め方について

三田村部会長

先ほど等、いろいろな議論をいただいております。例えば今の合意形成なんかも1つの話題になるうかと思えます。ワーキンググループに行ってしまうと、少し置いておかなきゃならないのかもしれないかもしれませんが。

私は、少し勉強会をする必要があるのかなと思えます。あるいは提言別冊だとか意見書をよくお読みになっていただいて、それで次の住民参加部会まで待つのか、その辺のところはちょっと判断できないんですけども。いずれにしても、今までの議論の中で住民参加というのは少し異色でありますので、勉強会か、あるいはそれぞれの部会委員の先生方に勉強していただく時間を設けるとか、そういうことがあると。

それで幾つか、今後の進め方について気になったところがあります。もちろん一番大事なのは事業の進捗状況で、先ほどからるご説明いただいておりますように、いろんな大きい意味が幾つかありますけど、私たちはそれに対しての総括をしていくとか、あるいはさらによいものをつくっていくとか、そういうことがあるうかと思えます。

住民参加には直接は関係ないんですが、河川レンジャーのあるべき問題といいますが、その辺も住民参加で積極的に今かかわっておかないと、河川利用委員会等で河川レンジャーとも少しかかわっている部分もありますでしょうし、あるいは河川レンジャーそのものも今考えていただいている各事務所もございまして、住民参加の中から多分発言していかなくちゃならないのかなと思っております。

あるいは、先ほど委員長が申されましたように試行のようなものも、さらに繰り返していかなくちゃならないのかもしれないなど。住民参加部会の中でというよりも委員会の中で、合意形成を行う上でどのような意見聴取があり得るのかという、そういう試行をさらによいものとしてやっていかなくちゃならないのかもしれないかもしれませんが。そんなことも私たちの話題になっているのかなと思えますけれども。

はい、川上委員。お待たせいたしました。

川上委員

川上です。部会長が今おっしゃった今後の部会の進め方の中において、勉強会をやった方がいいというご意見には私も賛成です。その勉強会をやる前提としまして、いろんなところで開催された対話集会の資料を、きょうはこういう形でファイルで出していただいています。私がいただいているのは、この木津川上流部会の報告書だけなんです。やっぱり一通り全体を見渡すために、ちょっと紙がたくさんですけれども、資料は一式いただきたいと。

三田村部会長

いや、委員の方々には一式、分厚いのが行っていると思いますが。庶務、いかがでしょうか。

川上委員

いただいてないですね。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

ちょっと補足説明しますと、基本的に庶務の方に、河川管理者サイド等から委員会資料、あるいは昨年5月15日のファシリテーターとの検討会、これは住民参加部会とかかわりが強い部分ですけれども、等で資料としていただいているものに関しては、すべて委員の方々には送らせていただいていると。欠席されている方についても送らせていただいているという形になります。そのほか、昨年度の委員会の中で個別に各事務所から対話集会、討論会関係でペーパーをいただいたものに関して、これはかなり断片的な形になっていますので、五月雨的に配布させていただいたという実績がございます。

いずれにしても、かなり断片的に行っている可能性もございますので、もう一度庶務の方で確認して、もし漏れがあるようでしたら各委員にすべて配布するような形で、再度確認して対応したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

三田村部会長

私の勘違いかもしれません。私は、ひもで結んだこれをいただいたんです。くださいと言って、個人的にいただいたのかもしれませんが。

川上委員

例えば余野川ダムに関する対話集会の資料なんか、私は目にした覚えがありません。猪名川部会の皆さんには行っているかもしれませんが。

三田村部会長

そうですか。それでは庶務、申しわけございませんが、今本先生もまだだとおっしゃいますので、簡単なことでしょうからこれをプリントしていただいて、それで束ねて配っていただけますか。

はい、どうぞ。これはたしか、河川管理者から出していただいたんですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

机上にあるものは、これは昨年12月のダムワーキングですから、継続委員の方々についてはひもとじ

でお渡しを。多分、分厚いもので、ご説明する時間もなかったものですから余り記憶に残ってないかもしれませんが、その中に余野川ダムも含めて、すべてのものが入っております。それで、新しく委員になられた方については、

千代延委員

一緒に送ってきてあると思います。

川上委員

すいません、私の勘違いかもしれませんが、ちょっと調べてみます。

三田村部会長

重複してもいいと思いますので、こういう資料はあった方がいいと思います。あるいは要らないよという委員の方々は、そのように申されたいと思います。はい、どうぞ。

川上委員

それと、この意見聴取の方法についても、それから合意形成ということについても、先ほどおっしゃったように、いろんな学会だとかいろんな団体で研究をしておりますので、ちょっと我々からもみんな資料出しをして勉強したいと思うんですけども。そういう提案をしたいと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

田中委員

田中でございます。合意形成の問題が今出ているんですが、実は提言でダムに関しては合意形成、つまり社会的合意が必要であるとダムについては提言しているんですね。ところが残念ながら、管理者側の基礎案によりますと、社会的合意という記述はありません。

今からこの社会的合意についてワーキングなどで、どういう方向に社会的合意の意義が進んでいくかわかりませんが、もしこれで管理者側が、なるほど、社会的合意というのはこういうもので必要なんだということになれば、この基礎案について社会的合意の記述を再考されるのか、お聞きしたいなと思っております。

三田村部会長

今お答えいただけますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。社会的合意について、ダムの部分に記述がないことについては何度かお話をさせていただきましたが、もう一度お話しさせていただきたいんですけども、私どもがこの河川整備計画をつくるに当たっては、ダムに限らず社会的合意を得るということは、当然これは目指すべきことだと思っております。これはダムに限らずでございます。

それで、今回ダムの部分についてなぜ記載してないのかということについて、これは先ほどどなたか

のお話にもありましたけれども、まずその合意形成というのが、一体どういった状態になったことを合意形成ができたというのか、これが実は非常に難しいことです。流域委員会としてもなかなか難しいと、きょうも何度かお話に出ておったと思います。そういうことがはっきりしておらない状況で、ある事業を行う、あるいはやめるといったことの条件として、社会的合意を得ることが条件だというふうにするわけにはいかないだろうということで、この条件として社会的合意ということは書いておりません。

しかし、私が冒頭に申し上げましたように、これはダム事業に限らずでございますけれども、私どもが進めていく河川行政というのは当然、社会的合意を目指してやっていくべきことだろうと思っております。したがって、社会的合意が何かということも、これはこれで確かに大事なことはありますけれども、社会的合意を目指して何をするのか、どういうプロセスを踏むのかということが大事なだろうと思っております。したがって、私どもは、この河川整備計画をつくるに当たって、まずどういうことを過程としてやっていくべきか、これをぜひご提案いただきたいというふうに思っています。

さらに、社会的合意を得てやっていくというこの方法は、何も整備計画を策定する段階だけではありません。整備計画を策定した後さまざまなことを実施していく、あるいは調査・検討していく段階でも住民参加あるいは社会的合意を得る努力というのは、これは当然やっていくべきことだろうと思っております。この後者の意味でも、どういう方法があるのかということとはぜひ、これは流域委員会の方に明示的にお願いしている案件には入っておりませんが、これもいただくべき意見の1つだろうというふうに思っております。

以上です。

三田村部会長

社会的合意については私たちも非常に責任がありますので、議論を重ねていかなきゃならないんですが、私たちは社会的合意に関しては、こういうものであるということの説明をちゃんとしなかったんです。できなかったといいますが、それほど難しかったですね。

ただ、普通の合意形成よりもハードルは高いですよということは河川管理者もよくご理解いただいていると思います。そここのところで、特にダムに関して進捗状況をチェックする段階で、本当に普通の合意形成よりもハードルを高くしてくださったのであれば、私たちが社会的合意という言葉を使った意味をご理解いただいているんだろうなと思います。そここのところはチェックすることができるだろうと思っております。社会的合意とは何なのかと、これから私たちが合意をして、それを基準にして、できてなかったじゃないかということは、どうも責任上言えないような気がいたします。

ただ、そういうものを、こちらで社会的合意というのは何なのかとつくった場合には、今後の合意形成で社会的合意が必要な場合には、ぜひそれを基準として使ってくださいと、そういう操作はできると

思いますけれども、いずれにしましても進捗状況のところでも少し議論していただかなきゃならないかなとは思いますが、

はい、本多委員。

本多委員

本多です。この間、住民参加とか意見聴取とかいうことで、これから住民の皆さんと一緒にやっっていくという方向が法律的にも確立してきたわけですが、それを進めていく上において、やはり信頼関係というのはとても重要な内容だろうと思うんですね。

委員会でも、これだけ傍聴するような開かれた委員会が持たれ、対話集会が持たれというような形が進んできたにもかかわらず、いまだにやはり行政に対する不信というものをおっしゃる方が随分いらっしゃる。これは住民の側にも問題があるとは思いますが、確かに何でも反対、反体制というような形で来られる人たちもいるのは事実ですから、住民も成長していただきたいとは思いますが、行政の中にもやはり、住民と行政との間の風通しの問題というのがあるんじゃないかなと。その辺についても少し、我々の委員会の議論の中では以前、やはり住民に対応するような課があってもいいんじゃないかというようなこともいろいろ議論されていたと思います。

やっぱりいまだにそういう不信があって、以前の委員会でも、資料が出てこないじゃないかというような工事事務所に対する傍聴発言に対して河川部長の方が「出してやれよ」なんてことをおっしゃるような場面があったのも事実ですから、やはりそういう行政の風通しをよくしていただく、そういうことも我々が、どういうふうにしたら住民と行政の風通しがよくなるのかということも検討する必要があるのかなというふうに思います。

それから、さっきちょっと言えなかったことがあったんですが、専門知識がないということで、間違った情報で議論がされているということも課題の3番目として児玉さんが挙げられたと思うんですけども、余野川の対話集会で澤井先生は非常におおらかに、とんちんかんな議論や、はたで聞いていてもいららるようなわき道にそれた議論も、みんな言いたいことを言っていたらいい中で、そういうものを正していったりするということがあったと思うんですね。これはやはり住民の皆さんの現状を、そこに反映しているんだと思うんですね。

だから、専門委員が集まって専門的な議論をして効率よく結論を出していこうという場ではありませんので、当然とんちんかんな意見や間違った意見や、間違った情報による意見があったとしても、やはりそれを正しながら合意形成をとっていく。先ほど川上さんがおっしゃっていたように、そういう場でもあろうかと思うので、これはやはり、間違ったとんちんかんな意見も含めて、大いに発言者に採用していただく方がかえっていいんじゃないかなというふうに私は思ったところがあります。以上です。

三田村部会長

ありがとうございます。幾つか、今後の課題あるいは今後の進め方に対するご意見をいただいたんですけども、特にというのはございますか。部会を進めていく中でそういうものは出てくるだろうと思いますので、きょうぜひということでもなくてもよろしいかと思うんですけども。

田中委員

ちょっとよろしいですか。

三田村部会長

短くお願いします。

田中委員

傍聴者からの意見について、先ほどから意見が出てたんですが、傍聴者やほかの方から出ているいろんな意見を、先ほど言っておられたように、委員の方も皆さん読まれて把握しておられるということなんですが、これから書かれて出されたものに対して委員から、この問題についてちょっとディスカッションしてみたい、あるいは意見を言ってみたいという時間を、形あるものとしてつくった方がいいのではないかと。どのくらい時間がつくれるかわかりませんが、意見への対応は必要と思います。

三田村部会長

それもワーキンググループの、もしつくとしたら、大きなテーマだろうと思いますね。私たちが理解しないでそれに対して回答を寄せるというのも、余りよろしくないですから。

はい。

村上興正委員

環境省なんかへパブ・コメを出しますと、それに対しては必ず、それについて環境省の対応関係が全部書いてあります。場合によっては、今回は扱わないということも、当然次回とかいう形になる場合もありますけど、すべて書いてあります。だから、これは僕は当然やるべきだと思います。何のために意見を言ったかわからないですから。その中には当然、取り上げない問題もありますけど、事実が間違っていたら間違いだと書けばいい。それは、やるのは大変でしょうけど、委員会としての意見をまとめるのは、必要な場合は委員会として取り扱えばいいと思います。

ただ、ほとんどの問題は委員会で取り上げなくても、委員長と副委員長ぐらいで処理ができると思うんですよ。だから、極端に言ったら委員長、副委員長、執行部でバツとその原案をつくって回して、これでよろしいかと。僕らはそれを見て、問題があったときは、これは問題ですよと言って、そのときは議論をしてもらおうと。そういうシステムにすればいいと思うんです。

三田村部会長

委員長、今のご意見を受けとめていただいて、よろしくお願ひいたします。実を結ぶかどうかは、マンパワーのこともありますので100%「はい」とも申せないと思いますけれども。はい、どうぞ。

今本委員

今本です。今の意見には異論があります。委員の中に執行部というのはありませんし、たとえ委員長、副委員長という名称があろうとも、みんな同格と思っています。つまり、原案を書く場合には皆が担当するということです。そのうちの得意な人が担当するというのはわかります。だけど、委員長、副委員長に任ずというのだけは堪忍してください。

村上興正委員

運営委員会事項にして、その中でざっと議論して、それを提示してもらったらいいいと思うんです。僕は、そのぐらいの人数でやったら結構なことがわかると思います。それを各委員に出してもらって、各委員はそれを見て、これは問題だから全体で議論してほしいというのがあったら、それは必ず取り上げると。こういうシステムにしとけば、それで全部対応できますから、それでいいと思いますけど。

今本委員

それは賛成です。

三田村部会長

検討課題として残しておくというふうに、先ほど申しましたので。

まだおありですか。3時には終わりたいと思いますが、はい、どうぞ。

川上委員

今の件に関して提案です。全体委員会を開くたびに、それまでに寄せられた意見を文書でこういう形でいただけたらと思うんですが、例えば今回いただいている参考資料1の568番の高橋さんの意見なんかは非常に専門的な意見になっておりまして、これはだれでもが答えられるものではありません。

こういう意見などに対しては、やはり専門的な人に対応していただくということが必要かと思しますので、委員会ごとに、例えば567番と570番と572番についてはだれさんとだれさんとだれさんとで検討して、これに対する見解をつくるというふうな対応にしていけば、比較的対応しやすいのではないかというふうに思いますけれども。

三田村部会長

委員会での課題だろうというふうに私、少し申しましたけども、委員長が住民参加のところでも議論していただきたいと申されたんですけども、答え方の手法の開発という意味では、まさに住民参加部会が積極的にかかわっていかなくやらないと思いますけれども。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

三田村部会長

お待たせいたしました。開かれた委員会に成長するという宣言を委員長みずからもなさいましたので、ぜひ一般傍聴者の方からご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。一番前の方。

傍聴者（疋島）

大阪から来ました疋島です。先ほど本多委員からちょっとお話がありましたけれども、私は伊丹市に勤めておりまして、地方公共団体の職員がこの中に傍聴に来られているかどうか分かりませんが、最終的に関係自治体の意見を聞くという手続があるわけですね。その中で、単に河川管理者から来た資料をもとに意見を書くのではなく、この委員会で議論されている事項をきっちり自分たちの耳で、どういふことを議論されてきたかという背景も含めて理解した上で意見書を書くべきじゃないかなと。これは強制するべき部分じゃないのかもしれないかもしれません。サイレント・マジョリティーと同じことで、関心のない自治体というのも多分あると思います。だから、そのあたりはもう少し、河川管理者として考えることなのか、地方自治体として考えることなのか。

それから、ここで今ざっと見たら女性の方は少ないし若い方も少ない。だから、そのあたりを考えて市長なり町長というのは、地方自治体を代表するというで、その辺の意見を聴取する手法なりを、河川管理者とか委員会とは別に考えていくべきではないかというふうに考えます。それは寺田委員長の方から関係自治体の方に、そういうのを発していただくのか、それとも河川管理者からなのか、その辺の手法はわかりませんが、自治体の方の議論というか、そういうのが全然見えてこないというのが問題ではないかと思うんです。以上です。

三田村部会長

ありがとうございます。ご意見をいただいてから、もしコメントがあればと思いますので、少し委員の方はお待ちください。

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。私は委員のときは住民参加部会には一度も参加させてもらえなかったのが初めてなんですが、きょうの住民参加部会は住民参加されない住民参加部会だなという印象です。

それで、これは河川管理者と流域委員会とそして住民とのコミュニケーションの問題だと思いますけど、人と人のコミュニケーションの場合、まず何を考えているかわからない人に自分の本音を、心を割って話すことはできないと思います。流域委員会に関して言うならば、まず新しい河川整備に対してどういう考えを持っているのかということを知りやすく明快に住民に発信することを抜きにして、住民から意見を述べさせるということは難しいんじゃないかと思います。

やはりまず、どういう考えを持っているのか。なぜダムの問題だったら住民が熱心に傍聴に参加するのか、それは流域委員会がダムに関して随分発言をはっきりと明快にしてきたからだと思います。住民参加をどう進めるかということに関しては、流域委員会みずからがどういう考えを持っているのか、もっと発信する必要があると思います。

三田村部会長

ありがとうございました。ほかに、いかがでございましょうか。

住民参加部会では、余り一般傍聴の方からの意見がないんですね。いかがですか。それでは委員の方々、もし...、あっ、どうぞ。

傍聴者（山岡）

宇治市の山岡といいます。先ほど河川管理者さんの方から、男性とか高齢者とか、ある種の意見を持った団体の代表とか、ある程度の専門的知識を必要とする内容であるから、そういう人が必要だというふうなお話がありまして、そういう中で私も会議に出席させてもらったことがあるんですが、まず申込書に自分の名前とかをいろいろ書かされて、その中で選ばれてその会議に出席すると。だから、非常に高いハードルの中で、先ほどから言われていますサイレント・マジョリティーと言われるような人が参加するなんてことは不可能です。それから、いろんな意見を持っている人でも、自分の意見を言うというのは、こういうような席上ですから、半分以上は河川管理者プロの集団が出席されている、まさにそういう中で意見を言うというのは非常に困難なことだと思います。

それから、今までどおり区長とか組合長とかそういう人を安易に出されていますが、住民というのは区長であり自治会長であるが、その人だけが住民じゃないと思うんです。ですから、もっと形を変えていただいて、関係する地方自治体の積極的な協力とか、そういうところに河川管理者の方から働きかけていただいて、こういう会議にもっと末端まで、もっと開かれた会議ができるような住民主体のシステムをぜひとも立ち上げていただきたいと思います。以上です。

三田村部会長

ありがとうございます。河川管理者、何かコメントなさることはありますか。あるいは委員の方々から。はい、どうぞ。

本多委員

本多です。細川さんの意見を聞いて思ったことがあります。河川管理者の肩を持つわけではありませんが、河川管理者は対話集会だけをやったわけではなく、実はその前にかなりの回数の説明会もやっておられるんですね。

ですから、河川管理者側のサイドから立つと、一貫して説明もしたし資料も出したし対話集会もしたと。しかし、住民の方にしてみると、対話集会にしか出てない人は説明がないじゃないかと思われているし、説明会にだけ参加されている方は全然意見が言えないじゃないかというふうに思われているのかもしれないから、そういう意味で課題として出てきたかなと私が思ったのは、河川管理者は一貫してやっているのに、受け手の方の住民の方々には、どうも一貫性を認識していただけていなかったんだなと。そこに何か課題があるのかなということを私は細川さんに気づかせていただけたのかなというふう

に思いましたので、貴重なご意見ありがたかったと思います。

三田村部会長

はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。どういった方たちにご応募いただいたかというのを、もう一度念のため申し上げますけれども、広く公募いたしました。その際には、ですから、先ほど区長さんとかいうお話がございましたけれども、そういった方たちというような限定は全くしておらず、ご希望がある方はご応募くださいということをお願いをいたしました。その際、確かに名前とか、どこに住んでおるかということぐらいの情報はお出しいただきましたし、どういったご意見をお話しただけですしょうかというようなことも書いて出していただきました。この辺のハードルが高いのか低いのかということは、私どもはこの程度は必要なことかなということでファシリテーターの方とご相談した結果、そういう形にさせていただきました。

そういった方たちの中からどういう方を選んだかということについては、これは実はファシリテーターによって若干異なっておりまして、30名40名のご応募があったけれども10名ぐらいに絞ったということもございます。その際にはご意見を見た上で、どの方にしようかということはファシリテーターの方で選んでいただきました。河川管理者の方で選ぶということではなくて、ファシリテーターにお任せいたしました。中にはといいますか、幾つかの討論会では、参加したいという方にはすべて参加していただいたという場合もございます。その場合は大変多くなりますので、広い講堂のようなところでグループを3つ4つ分けてということもさせていただきました。

会場の雰囲気というのがどういうものかということは、これはちょっとなかなか口で説明するのは確かに難しいんですけども、言いやすいところと言にくいところというのは、確かにこれはあったかもしれません。というのは、これは委員会の皆様方もお感じになっていると思いますけれども、マイクを持ってしゃべるとというのは、これは大変しゃべりにくいことになります。肉声でしゃべるとの方が随分言いやすくなります。

討論会の際には、実は両方のパターンがありまして、非常に少人数で、ファシリテーターも入れてもせいぜい10名以内のもので肉声でしゃべるという、そういう形式にさせていただいたところもあります。これは大変しゃべりやすい雰囲気にはなりますが、ただ、後ろに関係する方たちもたくさんいらっしゃってなかなか話しにくいというような、そういう場面もございます。なるべくこれは、しゃべることよりも聞くことが大事ということで、ファシリテーターの方もいろんな工夫をされておりました。

これはちょっとなかなか、実際の場面を見ていただくのが大事かと思いますが、いろんな工夫をやりながらやっておりますが、実際に参加された方、傍聴者の方々のこういった点を改善してほしいという

いろいろな声もありますので、それは耳に入れた上でやっていきたいと思っています。

三田村部会長

ありがとうございます。確かにしゃべりにくいんですね。私も何かずうずうしくしゃべっていますが、初めはもうマイクの手が震えておりましたし、多分そういうところから回数を重ねていくんだろうと思います。

もっと大事なことは、これは多分配慮いただいているんだろうと思うんですけど、私たち住民参加部会だけでも、できるだけいろんな方が参加して下さるような場所の設定だとか、あるいは時間の設定、日にちの設定、曜日の設定ですね。そういうものも今後は考えていかなきゃならないのかもしれない。委員だけの日程調整だけで日程を決めたりだとか、あるいは場所は集まりやすいところだとか、そういうことも考えておりますけれども、できるだけ多様な意見を一般傍聴者の方からもいただくという意味においても、考えていかなきゃならないのかもしれない。その辺もまた、特に住民参加で話題に上がってくれば議論の対象にしたいと思っておりますけれども。

審議の5)にも少ししかかわるんですけども、もうこの辺で閉じさせていただいて「その他」に入ろうと思いますが、司会が1人できょうは大変だったんですけども、他部会のときに私は、いろんな司会にされたらどうでしょうかとのご提案に対して、ことごとくそれは、だめだ、だめだと言っていました。こういう立場になろうとは思わなかったので簡単に言ってたんですけども、そう言った手前がありますので少し頑張りたいと思います。今後しばらくの間、おつき合いたいと思います。

委員会そのものが、私は住民参加だというふうに思っています。まさに住民参加の合意形成を得るというのは、こんなにご理解いただいているはずの委員の方々でも、委員会ではなかなか合意形成が難しい。合意形成のためにn回の委員会をやるうとは私はとても思いませんが、やっぱり根気強くやっぴかざるを得ないと思います。まさに一般住民の方々と交えた対話集会というのは根気強さが必要だろうと思います。私たちもその根気強さに負けずに委員会を続けていきたいと思っています。

〔その他〕

三田村部会長

では、「その他」にいきたいと思います。庶務、よろしくお願ひします。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

委員会の今後のスケジュールですけれども、4月はきょうこれから後半の利水・水需要管理部会のみになっていまして、5月に関しましては、連休が明けてから運営会議がありまして、第41回の委員会が5月17日に、みやこめっせで16時から3時間あります。

それから、もう1つ決まりましたのが、委員間同士の意見交換会。これは委員のみによる交換会ということで内部の会議になりますが、これが5月22日（日）10時から17時、京都リサーチパークの方で行

われます。

これ以降の部会等の予定は入っていませんが、これは5月下旬から6月中旬までの間で視察を実施するというので、今その視察等の日程調整を行っています。それが決まりましたら、その後の部会の予定を調整していきたいと思います。以上です。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

続きまして、資料に関するお願いです。参考資料1として皆様方に配布させていただいている「委員および一般からのご意見」にかかわる点なんですけど、最後の1ページなんですけど、申しわけないんですけど回収させていただきたいと思いますので、この会議の終了後、庶務の担当の方が回らせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。最後の1枚の図ですが、これを回収させていただきます。

すいません。今「理由を」というような話でしたが、地図の中に若干不適切な表現といいますが、具体的に言うと、貴重種の生息地域等が地図上にプロットされていますので、これはオープンになると非常に今後まずいという部分もございますので、きょうのところは回収させていただいて、追ってまた次回の会議に出させていただくときはこれが特定できない形で、意見の提出者の方とも調整した上で提出させていただくということで対応させていただきたいと思います。その点、申しわけありませんけど、きょうのところはご協力いただくようお願い申し上げます。

三田村部会長

よろしいですか。では、閉会にしたいと思いますけど、きょうは休憩なしで突っ走りました。次の3時半からもう1つのテーマ別部会がございますので、ご迷惑をおかけいたしました。

では、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これで第8回住民参加部会を閉会させていただきます。

引き続き、この会場におきまして15時30分より利水・水需要管理部会が開催されます。一部の方を除いて配席が変わりますので、お手数で申しわけないんですけど、各自の資料につきましては一たんお持ちの上、離席いただきますようよろしくお願いいたします。座席の配置といいましても、ネームプレートを確認して配置変えするというのでございますので、時間はそれほどかかりませんので、よろしくお願いいたします。

〔午後 3時08分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。